

宇検村貸切バス利用支援事業実施要綱（令和3年4月1日要綱第8号）

第1条 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により貸切バスの利用が著しく減退しており、貸切バス業者の経営が厳しい状況にある。このことに鑑み、貸切バスの利用を促進することに併せて村民の外出の機会を促すことで、貸切バス業者の経営支援と村民の健全な福祉の向上を支援することを趣旨とする。

第2条 目的

本要綱は、宇検村補助金交付規則（令和2年3月31日規則第3号）で定める他、貸切バス運賃の助成にあたり必要な事項を定める。

第3条 助成の対象等

1 宇検村で活動し、かつ、全ての構成員が申請日時点において宇検村に住所を置いている各種団体及び個人で奄美大島全土を目的として実施する貸切バス旅行を対象とする。ただし、各種大会、会議、官公署、学校等が主催する行事及び授業等並びに個人法人を問わない冠婚葬祭の一環で利用する貸切バスへの申請はできない。

2 本事業の趣旨に賛同し参加する貸切バス事業者は、宇検村との間において、別記第6号様式により協定書を取り交わすこととする。

第4条 助成の期間及び条件

1 助成の期間は、令和3年5月21日から令和4年3月23日までの利用とする。ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

2 本事業において貸切バスを提供できる事業者は、前条第2項により宇検村と協定を締結した奄美大島及び加計呂麻島で操業する事業者に限る。ただし、各種バスの利用条件は、別表のとおりとする。

3 本事業の申請者が利用する貸切バスに要する運賃は、各々の貸切バス事業者が地方運輸局長に届け出た運賃規定により算出するものとし、消費税を含まない運賃総額の80パーセントを村が助成する。ただし、1台あたりの助成額上限は、10万円とする。

第5条 助成の申請

(1) 助成を希望する団体の代表者は、別記第1号様式の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて宇検村企画観光課に提出すること。

(2) 宇検村が審査を行い、適正と認められる場合は、別記第2号様式により助成決定の通知を行う。

第6条 実績報告及び利用料の請求

(1) 団体の代表者は、別記第3号様式に必要な事項を記入し、貸切バスの事業者の請求書と別記第4号様式を添えて実績報告及び利用料の請求を行うこと。ただし、委任払いの申出があった場合はこの限りでない。

(2) 村が審査を行い適正と認められる場合は、別記第5号様式により助成確定の通知を行い、申請者が指定する支払い方法により助成金を支払うものとする。

第7条 責任

本事業に基づく貸切バス利用における事故及びトラブル等に関しては、利用者と貸切バス事業者の運送契約に基づき、当事者間において解決を図ること。

第8条 虚偽の申請

申請者により虚偽の申請が認められた場合は、村は、助成を取り消すことができるものとする。また、虚偽の申請により生じた金銭及び損害に対する賠償は、申請者が負担するものとする。

第9条 特記事項

本事業に関係する全てのものは、宇検村暴力団排除条例（平成24年10月3日条例第14号）第2条第1号及び第2号に該当するものであってはならない。これに抵触する場合、村はいかなる理由であっても、助成を取り消すことができる。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。